

一般社団法人中国貸切バス適正化センター  
適正化事業諮問委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、定款43条に基づき、適正化事業諮問委員会（以下、「諮問委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(諮問委員)

第2条 諮問委員会は、次の4名の委員をもって構成する。

- (1) 貸切バス事業者が組織する団体が推薦する者
- (2) 貸切バス事業の自動車運転者が組織する団体が推薦する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 貸切バス事業に係る旅客。

(委員の任命及び解任)

第3条 委員は、国土交通大臣の認可を受けて、代表理事（以下「会長」という）が任命する。

2 委員が次の各号の一に該当するときは、会長は当該委員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき
- (2) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があるとき

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、その選任時に在任する委員の任期の満了する日までとする。

(委員長)

第5条 諮問委員会に委員長を置く

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

(諮問事項)

第6条 委員会は、次の事項について、会長の諮問に応じ、必要と認める意見を述べることができる。

- (1) 事業者の負担金の額及び徴収方法
- (2) 適正化事業に係る事業計画
- (3) その他適正化事業の実施に関する重要事項

(招集)

第7条 諮問委員会は、会長が必要と認めたとき招集する。

(決議)

第8条 諮問委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否

同数のときは委員長の決するところによる。

(書面表決等)

第9条 やむを得ない理由のために出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

3 会長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持回りの方法により、全委員の賛否を求め、過半数の同意をもって諮問委員会の議決に代えることができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(秘密保持義務)

第11条 委員又はこの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、窃用してはならない。

(議事録)

第12条 諮問委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は委員長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、委員長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名および捺印をしなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 諮問委員現在数及び出席者氏名
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

(報酬の支給)

第13条 委員に対する報酬は、諮問委員会等への出席の都度、1万円を支給する。

附 則

この規定は平成29年5月23日より施行する。